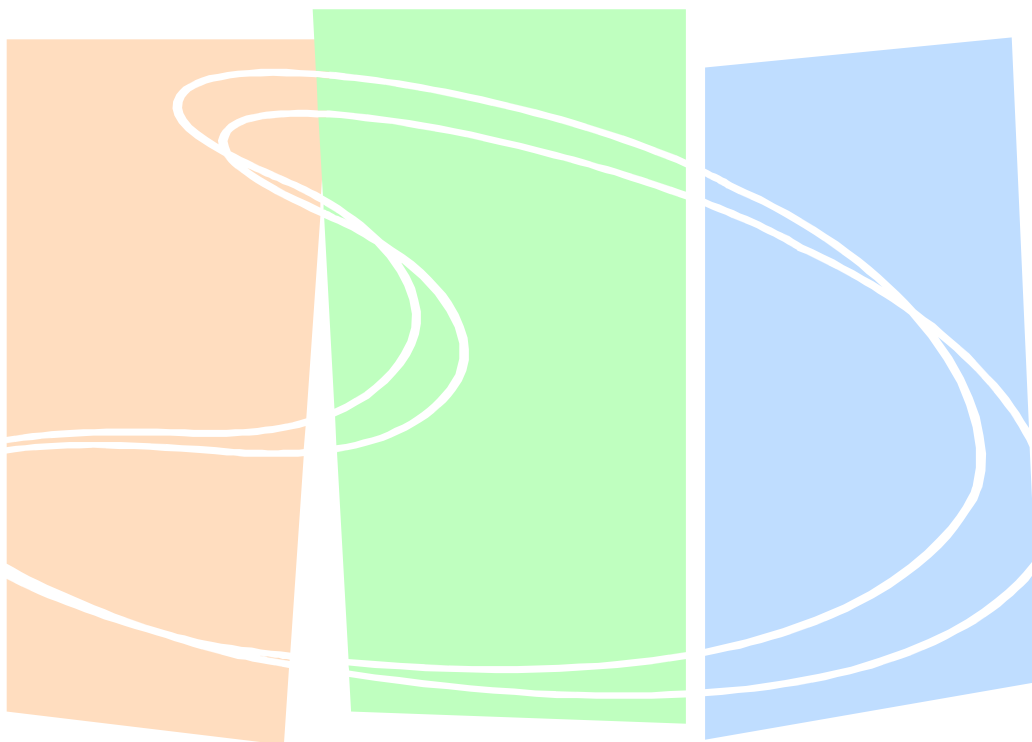


子どもが笑顔で輝くまち

“住むなら熊取”



## 転入促進アクションプログラム



平成 24 年 12 月

熊 取 町



# 目 次

1. アクションプログラムの位置づけ	2
2. 本町人口の推移	2
2-1. 平成17年度から平成23年度までの年齢別転入者数及び転出者数の状況	3
2-2. 平成17年度から平成23年度までの若年世代（25歳から39歳まで）の転入元・転出先の状況	4
3. 行動計画	5
3-1. 計画期間	5
3-2. 目標設定	5
3-3. アクション項目	6

## 1. アクションプログラムの位置づけ

本アクションプログラムは、本年3月にとりまとめた「転入促進基本方針」（以下、「基本方針」という。）において行った本町の人口推移・人口構成・人口動態等の分析に加えて、転入・転出の状況など、データの更なる分析を行うとともに、基本方針に掲げる転入促進策の具体的な実施内容等を示すものである。

なお、転入・定住促進に効果が期待できる新たな施策については、引き続き検討することはもとより、機動性のある対応が可能となるよう、必要に応じて本プログラムのアクション項目に適宜追加するなど、柔軟に対応していくこととする。

## 2. 本町人口の推移

(単位:人)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
年度末総人口	44,172	44,259	44,592	44,588	44,745	44,703	44,542
対前年度増減	+267	+87	+333	△4	+157	△42	△161

出典元：住民課

## 2-1. 平成17年度から平成23年度までの年齢別転入者数及び転出者数の状況

平成17年度から平成23年度までの過去7年間では、全体で618人の転入超過（※1）となっている。

転入超過傾向にある24歳以下では、5歳から9歳までの転入者数が737人となっており、小学校就学年齢層の子どもの転入が目立っている。

また、転入者数及び転出者数ともに最も多くなっている25歳から39歳までの年齢層では、計542人の転出超過（※2）となっている。とりわけ、25歳から34歳までの転出者数は3,403人となっており、計667人の転出超過となっている。

さらに、40歳から49歳まででは計133人の転入超過、50歳から59歳まででは計11人の転出超過、60歳以上では153人の転入超過となっている。（表1参照）

※1：転入超過…転入者数が転出者数を上回っている状態（以下、同じ）

※2：転出超過…転出者数が転入者数を上回っている状態（以下、同じ）

【表1】平成17年度から平成23年度までの年齢別転入・転出者数（単位：人）

年 齢	転入者数 A	転出者数 B	A-B
0～4歳	391	200	191
5～9歳	737	346	391
10～14歳	362	211	151
15～19歳	248	208	40
20～24歳	853	741	112
25～29歳	1,310	1,794	△484
30～34歳	1,426	1,609	△183
35～39歳	1,283	1,158	125
40～44歳	652	565	87
45～49歳	340	294	46
50～54歳	282	262	20
55～59歳	248	279	△31
60歳～	1,189	1,036	153
計	9,321	8,703	618

出典元：住民課

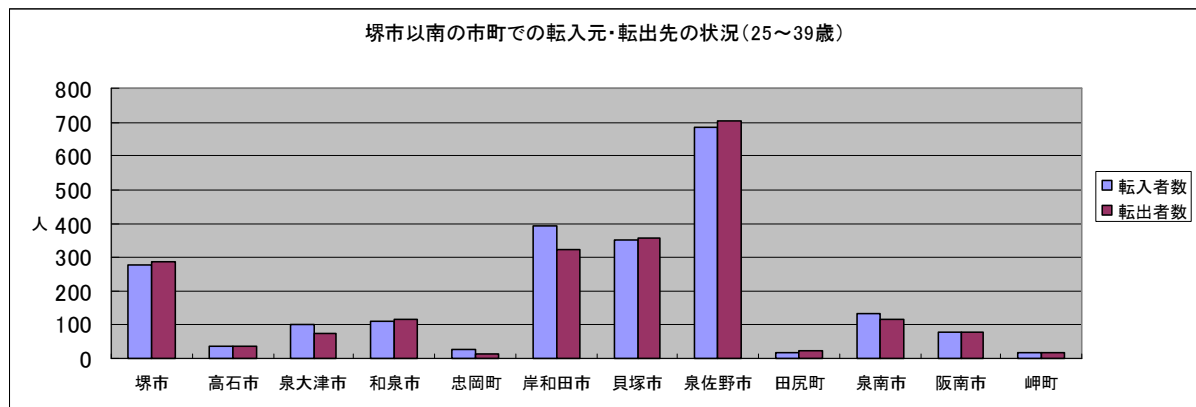
## 2-2. 平成17年度から平成23年度までの若年世代（25歳から39歳まで）の転入元・転出先の状況

25歳から39歳までの若年世代の転入元・転出先の状況を見ると、転入元では、堺市以南の市町からが最も多く、計2,235人、次いで他府県からが計1,197人、その他府内市町村からが計308人となっている。また、転出先では、転入元と同じく堺市以南の市町が最も多く、計2,149人、次いで他府県が計1,549人、大阪市が計500人となっている。（表2参照）

また、転入元・転出先で最も大きなウエイトを占めている堺市以南の市町では、近隣の泉佐野市、貝塚市、岸和田市が転入・転出者数ともに上位となっており、泉佐野市は22人、貝塚市は5人の転出超過となっている一方、岸和田市は69人の転入超過となっている。

【表2】25歳から39歳までの転入元・転出先の状況(平成17年度から23年度まで) (単位:人)

年 齢	堺市以南の市町		大阪市		その他府内市町村		他府県		合 計	
	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出
25～29歳	597	728	65	177	91	128	557	761	1,310	1,794
30～34歳	855	804	101	201	112	125	358	479	1,426	1,609
35～39歳	783	617	113	122	105	110	282	309	1,283	1,158
計	2,235	2,149	279	500	308	363	1,197	1,549	4,019	4,561
割合	55.6%	47.1%	6.9%	11.0%	7.7%	7.9%	29.8%	34.0%	100%	100%



(単位:人)

	堺市	高石市	泉大津市	和泉市	忠岡町	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	田尻町	泉南市	阪南市	岬町	計
転入者数	277	35	100	112	30	393	353	683	20	135	78	19	2,235
転出者数	285	38	74	116	13	324	358	705	25	116	78	17	2,149
差引	△ 8	△ 3	26	△ 4	17	69	△ 5	△ 22	△ 5	19	0	2	86

### 3. 行動計画

#### 3-1. 計画期間

転入・定住促進に取り組む期間については、基本方針の「Ⅳ 取組期間」において、「平成29年を目途とする。」としていることから、本アクションプログラムの計画期間は、平成24年度から平成29年度までの6年間とする。

なお、基本方針において、「平成26年度を中間年とし、各施策について効果の検証を行うものとする。」としているが、各アクション項目の開始時期が概ね平成25年度となることから、実施後3年目となる平成27年度において、各施策の効果検証を行うものとする。

#### 3-2. 目標設定

本アクションプログラムの目標設定としては、これまでの分析結果等をもとに、20歳代後半から30歳代の若年世代を中心に、町の生産年齢人口（※3）を増やし、生産年齢人口割合の減少を鈍化させることを第1の目標とする。

また、町全体の人口が減少傾向にあることから、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口増を図ることを第2の目標とする。

※3：生産年齢人口…年齢別人口のうち、15歳以上65歳未満の人口

■25歳から39歳までの人口及び転入・転出者数の推移 (単位：人)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
年度末人口	9,371	9,461	9,395	9,197	8,964	8,719	8,403
対前年度比増減	-	90	△ 66	△ 198	△ 233	△ 245	△ 316
転入者数 A	663	638	559	525	594	550	490
転出者数 B	699	709	662	672	643	600	576
A - B	△ 36	△ 71	△ 103	△ 147	△ 49	△ 50	△ 86

出典元：住民課

<参考>本町の生産年齢人口割合の推移 (単位：%)

	H2年度	H7年度	H12年度	H17年度	H22年度	H23年度	H27年度	H32年度
生産年齢人口割合	70.9	73.1	72.6	69.4	64.8	64.1	61.5	60.0

出典元：(H2年度～H22年度) 国勢調査、(H23年度) 住民課人口統計表、

(H27、H32年度) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

### 3-3. アクション項目

#### (1) 期間限定で取り組む施策

短期集中型で、平成 25 年度から平成 27 年度までの3年間に限定して取り組むもの。主として、転入を促進するための施策ではあるが、転入者に限定せずに取り組むものを含む。

- ・固定資産税の軽減（新築軽減の拡充）
- ・中古住宅取得費補助
- ・住宅リフォーム補助
- ・住宅耐震改修補助の拡充
- ・住宅用太陽光発電システム設置費補助
- ・出産記念品の贈呈

#### (2) 期間を限定せず、継続的に取り組む施策

転入・定住促進を図るため、期間を限定せずに継続して取り組むもの。

- ・乳幼児等医療費助成の拡充
- ・新たな媒体等を活用した PR 活動
- ・銀行との連携協定に基づく取組
- ・企業誘致
- ・楽しい町内店舗割引券付イラストマップ等の配布

#### ■アクション項目一覧

	施策名	実施期間
1	固定資産税の軽減（新築軽減の拡充）	平成 25 年～27 年
2	中古住宅取得費補助	平成 25 年度～27 年度
3	住宅リフォーム補助	平成 25 年度～27 年度
4	住宅耐震改修補助の拡充	平成 25 年度～27 年度
5	住宅用太陽光発電システム設置費補助	平成 25 年度～27 年度
6	出産記念品の贈呈	平成 25 年度～27 年度
7	乳幼児等医療費助成の拡充	平成 24 年度～
8	新たな媒体等を活用した PR 活動	平成 24 年度～
9	銀行との連携協定に基づく取組	平成 24 年度～
10	企業誘致	平成 25 年～
11	楽しい町内店舗割引券付イラストマップ等の配布	平成 25 年度～

## ■アクション項目1： 固定資産税の軽減（新築軽減の拡充）

### 【概要】

若年世代が町内に自ら居住するための住宅を新築または購入した場合、新築後3年間（5年間または7年間の場合もあり）、住宅の延べ床面積 120㎡分までの固定資産税（家屋分）の課税を免除する。

### 【取組内容】

- 対象住宅：平成25年（26年度課税）から平成27年（28年度課税）の3年間に新築された住宅
  - ・併用住宅については居住部分が2分の1以上
  - ・床面積が50㎡以上280㎡以下
- 対象者：転入者及び在住者、40歳以下、既婚者又は義務教育修了前の者を扶養していること、居住していること  
※全ての要件に該当すること
- 内容：現行の地方税法規定の家屋の固定資産税相当額と同額を減額
- 期間：地方税法の軽減期間と同じく、一般住宅は3年、認定長期優良住宅は5年（3階建以上の中高層耐火住宅等は5年及び7年）

### 【実施期間】

平成25年～27年 ※課税年度としては、平成26年度～

### 【所管課】

税務課

## ■アクション項目2： 中古住宅取得費補助

### 【概要】

アクション項目1「固定資産税の軽減（新築軽減の拡充）」の適用を受けることができない中古住宅購入に対して補助を行う。

### 【取組内容】

- 対象住宅：売買により取得した中古住宅
  - ・自己所有の住宅
  - ・共有の場合は、住民登録している共有者の持分の合計が全体の2分の1以上
  - ・併用住宅については、居住部分が2分の1以上
- 対象者：転入者、40歳以下、既婚者又は義務教育修了前の者を扶養していること 等  
※全ての要件に該当すること
- 補助額：20万円

### 【実施期間】

平成25年度～27年度

### 【所管課】

まちづくり計画課



## ■アクション項目3： 住宅リフォーム補助

### 【概要】

転入者及び在住者が行う住宅のリフォーム工事に対して補助を行う。

### 【取組内容】

- 対象住宅：・自己所有の住宅
    - ・共有の場合は、住民登録している共有者の持分の合計が全体の2分の1以上
    - ・併用住宅については、居住の用に供される部分に限る
  - 対象者：転入者及び在住者（居住している又はこれから居住しようとする者）
  - その他要件等：・20万円以上の工事であること
    - ・町内に本社、本店を有する事業者、又は町内の個人事業者の施工によること
    - ・補助を受ける年度の3月15日までに工事が完了すること 等
- ※全ての要件に該当すること

○補助率：対象工事の10分の1以内

○補助上限額：10万円

### 【実施期間】

平成25年度～27年度

### 【所管課】

まちづくり計画課

## ■アクション項目4： 住宅耐震改修補助の拡充

### 【概要】

現行の耐震改修にかかる補助制度を拡充し、転入者及び在住者が行う住宅の耐震改修工事に対して補助を行う。

### 【取組内容】

- 対象住宅：・自己所有の住宅
  - ・原則として、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された住宅で、耐震診断結果の数値が1.0未満のもの
  - ・店舗等併用住宅については、店舗等の延床面積が2分の1未満
- 対象者：・転入者及び在住者（居住している又はこれから居住しようとする者）、
  - ・所得額が1,200万円以下 ※全ての要件に該当すること
- 補助額：70万円（現行40万円に30万円を増額）  
低所得者の場合は90万円（現行60万円に30万円を増額）

### 【実施期間】

平成25年度～27年度

### 【所管課】

まちづくり計画課

## ■アクション項目5： 住宅用太陽光発電システム設置費補助

### 【概要】

転入者が自己所有する住宅に設置する太陽光発電システムの設置費用に対して補助を行う。

### 【取組内容】

- 対象者：転入者、40歳以下、既婚者又は義務教育修了前の者を扶養していること、  
居住していること等 ※全ての要件に該当すること
- その他要件等：・自己所有の住宅に設置していること  
・電力会社との電力需給契約を締結していること等
- 補助額：1kwあたり2万円
- 補助上限額：8万円（4kw）

### 【実施期間】

平成25年度～27年度

### 【所管課】

環境課

## ■アクション項目6： 出産記念品の贈呈

### 【概要】

様々な子育て支援事業の普及・啓発のため、「子育て応援DVD及び子育て応援パンフレット」やタオル等の記念品を配布する。

### 【取組内容】

- 対象者：・1歳未満の乳児の保護者である転入者  
・新生児の保護者である転入者及び在住者  
※いずれかの要件に該当すること
- 記念品の内容：・子育て応援DVD及び子育て応援パンフレット  
・制菌タオル等、子育てに役立つまとりオリジナルタオルなど

### 【実施期間】

平成25年度～27年度

### 【所管課】

子ども家庭課

## ■アクション項目7： 乳幼児等医療費助成の拡充

### 【概 要】

入院医療費助成の対象を「中学3年生まで」に拡充する。

### 【取組内容】

○対 象 者：中学3年生までの子ども

○助 成 内 容：病院で支払った入院医療費から、一部自己負担額を差し引いた額及び食事代を助成する。

○適 用 時 期：平成24年10月診療分から適用

### 【実施期間】

平成24年度～

### 【所 管 課】

保険年金課

## ■アクション項目8： 新たな媒体等を活用したPR活動

### 【概 要】

町のホームページに、転入・定住促進のための専用ページを開設するとともに、ソーシャルネットワーキングサービス「フェイスブック (facebook)」を活用した情報発信を行う。また、町をPRするパンフレットを作成し、PR活動を展開する。

### 【取組内容】

○町PRパンフレットの作成

平成24年11月：「第1弾（速報版）」作成・発行

平成25年 3月：「第2弾」作成・発行（予定）

○ソーシャルネットワーキングサービスの一つである「フェイスブック (facebook)」を活用した情報発信

平成24年11月1日開設 ※平成25年3月までは試行運用、4月から本格運用

○町のホームページ上に、転入・定住促進のための専用ページを開設

平成24年12月開設

### 【実施期間】

平成24年度～

### 【所 管 課】

政策企画課

## ■アクション項目9： 銀行との連携協定に基づく取組

### 【概 要】

銀行が有するノウハウや情報を活用し、本町が推進する地域振興、若年世代の転入・定住促進等を図るため、銀行と連携協定を締結する。

### 【取組内容】

各アクション項目の補助事業等の対象者が銀行融資を受ける際に金利の優遇等が受けられるよう、環境整備を行う。

### 【実施期間】

平成24年度～

### 【所 管 課】

政策企画課

## ■アクション項目10： 企業誘致

### 【概 要】

町内に事業所等を新設もしくは増設、又は既存事業所等の設備を新設もしくは更新する場合、3年間、固定資産税の軽減を行う。

### 【取組内容】

- 対象業種：製造業、道路貨物運送業、梱包業、卸売業、旅館業、学術・開発研究機関
- 内 容：対象業種に係る事業者が平成25年以降事業所等を新設・増設した場合、家屋（工場用の建物等）、償却資産（機械及び装置）及び当該家屋の敷地に対して、固定資産税の不均一課税（税率引き下げ）を行う。  
初年度△100%、2年度△75%、3年度△50%

### 【実施期間】

平成25年～ ※課税年度としては、平成26年度～

### 【所 管 課】

政策企画課

## ■アクション項目 11： 楽しい町内店舗割引券付イラストマップ等の配布

### 【概 要】

住民の皆さんが地元商店を知ることや今後の買い物のきっかけづくりにするため、「楽しい町内店舗割引券付イラストマップ等」を作成し、転入者及び在住者に配布する。

### 【取組内容】

- 対 象 者：転入者及び在住者
- 内 容：見て楽しい町内商店イラストマップに割引券等（割引券や引換券など）をセットし、割引券等を使用した後も町内商店イラストマップとして活用できるものを作成、配布

### 【実施期間】

平成25年度～

### 【所 管 課】

にぎわい創造課